

施設経営情報

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
 社会福祉施設経営相談室
 TEL 076(432)6219
 FAX 076(432)6532

令和元年 6月20日 No.139

労働災害の防止に努めましょう

「全国安全週間」が、7月1日から7月7日まで実施されます。(準備期間は、6月1日から6月30日まで)
 詳細については、こちらを参照ください。

平成31年度全国安全週間実施要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000492804.pdf>

平成30年 業種別署別労働災害発生状況 (確定版) から抜粋

署別	年別	業種別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	うち	①～⑧ 総計	⑧ 保健衛生業 のうち 社会福祉施設
			製造業	鉱業	建設業	運輸 交通業	貨物 取扱業	農林業	畜産・ 水産業	左記以外 の事業	保健 衛生業		
富山	30年	死亡者数	3	0	2	0	0	0	0	3	0	8	0
		休業4日以上	107	1	60	49	1	12	0	232	50	462	30
	29年	死亡者数	0	0	2	0	0	0	0	1	0	3	0
		休業4日以上	99	0	57	62	2	5	3	217	32	445	22
高岡	30年	死亡者数	1	0	2	1	0	0	0	2	0	6	0
		休業4日以上	100	0	48	49	3	3	8	126	20	337	16
	29年	死亡者数	0	0	1	3	0	0	0	0	0	4	0
		休業4日以上	107	1	45	62	2	10	8	147	35	382	32
魚津	30年	死亡者数	2	0	1	1	0	0	0	0	0	4	0
		休業4日以上	68	0	34	20	0	2	1	80	20	205	14
	29年	死亡者数	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0
		休業4日以上	68	0	38	23	1	4	6	72	14	212	12
砺波	30年	死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		休業4日以上	55	2	33	16	0	3	3	58	15	170	10
	29年	死亡者数	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0
		休業4日以上	51	2	24	16	0	6	2	49	10	150	4
合計	30年	死亡者数	6	0	5	2	0	0	0	5	0	18	0
		休業4日以上	330	3	175	134	4	20	12	496	105	1174	70
	29年	死亡者数	1	0	4	3	0	0	1	2	1	11	0
		休業4日以上	325	3	164	163	5	25	19	485	91	1189	70

※ 各数値は、労働者死傷病報告を集計した値で、死亡及び休業4日以上の災害を対象としています。

参考 富山県の、平成30年業種別労働災害発生状況 (確定版)

<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/content/contents/000388780.pdf>

《詳細については、お近くの監督署等にお問い合わせください》

社会福祉施設経営相談の利用状況

平成31年4月～令和元年5月

累計は令和元年5月31日までの件数

区分	種別	4月	5月	累計	区分	種別	4月	5月	累計	区分	種別	4月	5月	累計
相談項目	施設経営	3	8	11	利用施設	社会福祉協議会	1		1	相談の手段	文書	10	3	13
	施設利用者処遇					保育所	1	1	2		電話	1	5	6
	職員待遇	2		2		老人福祉施設	6	2	8		来所	1		1
	会計・税務	5		5		障がい者施設	2	2	4		訪問			
	安全・衛生					児童福祉施設	1		1		集団(グループ)			
	その他	2		2		その他	1	3	4		その他			
	合計	12	8	20		合計	12	8	20		合計	12	8	20

引当金について

Q 「引当金」全般についての考え方を教えてください。また、「引当金」に関する基準の規定の変遷についても教えてください。

A (1) 引当金の要件
引当金の要件としては、次の4点が挙げられます(局長通知18(1))。

- ①将来の特定の費用又は損失である。
- ②その発生が当該会計年度以前の事象に起因する。
- ③発生の可能性が高い。
- ④その金額を合理的に見積もることができる。

(2) 引当金の限定の考え方

基準では平成28年度決算までは引当金の限定を行っており、引当金については、当分の間、原則として次の引当金に限るものとされてきました(改正前課長通知18(4))。

①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金
引当金については、「旧基準(12年基準)」では、上記①、②、③のほか、④その他の引当金が認められていました。

しかし、この④その他の引当金は、上記の引当金の要件にかかわらず任意に設定でき、その実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、「23年基準」以降その他の引当金は廃止することとされ、当分の間引当金は上記の3種類とされていたものです。

(3) 引当金に関する変更(平成29年度決算より)

平成29年4月1日以降開始会計年度つまり平成29年度決算より、引当金については次のようにその規定が変更されました。

①引当金については、当分の間、原則として「徴収不能引当金」「賞与引当金」「退職給付引当金」に限っていた規定(改正前課長通知18(4))が削除されました。

②また、同時に、引当金としての「退職給付引当金」の計上に関する規定に「役員退職慰労引当金」の計上に関する規定が追加されました(局長通知18(4))。

しかし、上記の変更によって「どのような引当金でも認められる様になった」と考えるのは正しくありません。むしろ、上記(1)の4要件を考えれば、「修繕引当金」や「備品購入等引当金」はやはり引当金としての要件を満たしていないので、引当金としての計上は不可と考えられます。

労働災害発生時の手続き

Q 労働災害が発生した場合には、どのような手続きが必要になりますか。

A 「平成30年 業種別署別労働災害発生状況(確定版)」による、県内の社会福祉施設での労働災害の発生件数は、平成29年、30年の労働者死傷病報告を集計した結果、死亡0件、休業4日以上件の件数が70件です。

集計は、死亡及び休業4日以上の災害を対象としているため、休業4日未満の件数は、集計結果に含まれていません。今後も労働災害0の継続を目標に、全員で安全意識向上に努めてください。

1. 療養費について

(1) 労災指定病院の場合…様式第5号「療養補償給付たる療養の給付請求書」を、診療を受けた医療機関を経由し、監督署に提出してください。

(2) 労災指定病院以外の場合…様式第7号「療養補償給付たる療養の費用請求書」(様式7号(2)は、薬局用。様式7号(3)は、柔道整復師用。様式7号(4)は、はり、きゅう用。)に、領収書等を添付して監督署に提出してください。

2. 休業補償(休業4日以上の場合)について

様式第8号「休業補償給付支給申請書」を医療機関の証明を受け、監督署に提出してください。

※ 添付書類は、①賃金台帳(直前の賃金締切日以前3箇月間の給与明細)、②出勤簿、③災害発生以前1年分の賞与明細(①～③がコピーの場合は、原本証明した上で提出)、④「月給者の賃金不支給証明について」(賃金が不支給の場合)

3. 監督署への報告について

(1) 休業4日以上るとき
・様式第23号「労働者死傷病報告」を速やかに報告してください。

(2) 休業4日未満るとき
・様式第24号「労働者死傷病報告」を、四半期毎(1～3月、4～6月、7～9月、10～12月)に報告してください。

うごき

- ・7月18日(木)～19日(金) 東海北陸ブロック老人福祉施設研究大会 福井市フェニックス・プラザ
- ・7月18日(木)～19日(金) 東海北陸保育研究大会「岐阜大会」 長良川国際会議場
- ・7月20日(土) 福祉のお仕事フェア第1回(福祉・介護分野) 富山国際会議場
- ・7月21日(日) 福祉のお仕事フェア第2回(児童・保育分野) 富山国際会議場
- ・7月23日(火) 富山県老人福祉施設大会 富山市婦中ふれあい館
- ・7月30日(火) 富山県社会福祉法人経営者協議会セミナー(前期) 富山第一ホテル